

九条だより 第128号

北広島九条の会 2018.08.1 発行
事務局 梁川彰博 (ヤガワ アキヒロ)
TEL・FAX 375-9600
メール kitahiro-9jounokai@live.jp
ホームページ www.kitahiro9.org

「北広島の戦争遺跡を巡るバスツアー」のご案内

8月11日(土・祭) **集合** 午前9時 団地住民センター前

出発 午前9時15分 **帰着** 午後0時30分

申込み締切 8月8日(水)まで。 定員 35名
申込み先 事務局 梁川(やながわ) **FAX** 375-9600
参加費 300円 資料、保険料、飲み物など。高校生以下無料。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

安倍9条改憲NO! 市民アクションの全国統一署名

全国で1350万筆に、北広島市では5千筆を超える。秋の臨時国会にむけ、3000万筆めざしてさらに。

「安倍9条改憲NO! 3千万署名をすすめる全国市民アクション」は、署名が1350万筆に到達したと発表しました。同署名は6月7日に国会に提出しました。またこの署名は、秋の臨時国会を目指して取り組みをさらにすすめることになりました。

「市民アクション・北広島の会」は、3月31日の発足以来、精力的に街頭署名や地域訪問署名に取り組み、5千筆に達しました。4~6月の諸行動にのべ200名以上の市民の方が参加しました。

◎8月の地域訪問署名の行動日は、8月5日(日) 団地住民センターに午後1時半集合です。

◎8月の街頭署名の行動日は、8月9日(木)と19日(日)です。ともに午後4時から、JR北広島駅西口にて行います。

この日の午後3時半からは、北広島原水協の「ヒバクシャ国際署名」行動が行われます。

□□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□

7月例会① 盧溝橋事件から81年・第33回「7・7平和集会」(札幌)

1937(昭和12)年7月7日、中国・北京郊外の盧溝橋付近で夜間演習中の日本軍が中国軍に攻撃されたことをきっかけに、日本は1945年の敗戦まで侵略戦争を推し進めてきました。その盧溝橋事件から81年目の7月7日、「今、選び取る憲法9条」をテーマに「第33回7・7平和集会」が行われました。会場いっぱいの171名が参加し、北広島九条の会からは14名が参加しました。集会実行委員長の今橋直さん(青年法律家協会)が開会の挨拶を述べ「今、民主主義の根幹を揺るがす事態が次々に起こっています。私たちは早急に何をしなければいいのかを、本日の集会で考え合いたい」と呼びかけました。

法政大学教授の山口二郎さんが「憲法と民主主義の危機を乗り越える」というテーマで講演を行いました。「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」の世話人でもある山口さんは、戦後日本の出発点と戦後日本の枠組みについて振り返りながら、今、日本政治が大きな危機に直面していることについて詳しく語りました。そして「アベ化」と言われるアベ政治を「自己愛の強い幼見的リーダーシップの跳梁跋扈」「批判に対する耐性の消滅」「虚言・デマをためらわない。ウソがばれても恥ずかしくない」「事実と虚構の区別ができない反知性」と特徴づけまし

た。安倍政権の下で進む憲法と民主主義の危機に対して「憲政と平和国家を取り戻そう」と呼びかけ、2019年参院選では野党と市民の共同を強め、改憲勢力が占める3分の2を割るたたかひが必須であると述べました。

集会では、現職の中学校教師の平井敦子さん（子どもと教科書北海道ネット 21）から「道徳の教科化で現場は今」とする特別報告①がありました。また特別報告②として「植村裁判を支える市民の会事務局長」の七尾寿子さんから「歴史修正主義を許さない～植村裁判判決へ～」の訴えがありました。

□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□

7月例会② 「憲法の話」3回連続講演 第2回目 「緊急事態条項及び国民投票」

7月8日（日）団地住民センターで30名が参加、第70回例会を開催しました。講師は、弁護士であり憲法応援団として活躍されている齋藤耕さん。

まず、齋藤弁護士は安倍政権の暴走の経緯を振り返りました。2013年8月、安倍政権は内閣法制局の人事に慣習を破って介入し、集団的自衛権の行使容認の持論を持つ当時フランス外交官だった小松さんを長官に据えました。その為これまで一定の権威を持ち集団的自衛権の行使を認めてこなかった内閣法制局のチェックが利かなくなりました。また、国家安全保障会議の議決権を、全国務大臣から総理大臣、外務大臣、防衛大臣に換え、一部の閣僚の判断で安全保障の政策に関して決められるように変えました。その後は周知の通り、特定秘密保護法、安保法制、共謀罪等の審議なき強行採決が行われ、改憲に意欲を燃やす安倍内閣の下、今年3月自民党改憲4項目が報告され現在にいたっています。

次に、「緊急事態条項」についてお話がありました。

「緊急事態条項」とは、「国家緊急権」に基づく条項で、これはかつてナチス政権で濫用されたものであり、明治憲法下での「戒厳令」と同様の規定です。極めて乱用の危険が高いため日本国憲法ではあえてこの条項を入れなかったという解釈もあるということです。

2018年3月25日発表の自民党改憲案は、緊急事態の条件を自然災害に特化したかのように見せかけていますが、後々法律によっていかようにも変えられる余地を残しており、危険性は2012年自民党改憲草案のものと同様という事です。そもそも現行の憲法（第54条）や法律（公職選挙法、災害対策基本法等）で対応可能でこの条項を加える必要性はなく、災害救助に関して言えば熊本地震の教訓のように、現地の状況が分からない国からのトップダウンはかえって弊害をもたらすことになりかねません。

ついで国民投票について、その手続きの流れと危険性についてお話されました。衆参両議院の総議員の3分の2以上の賛成を得た後国民投票にかけられますが、国民投票法には国会発議から国民投票までの期間は60日～180日の間という規定があり、最短で国会発議から2か月後に国民投票の可能性も考えられます。この国民投票法は、投票運動に関する規定、有料広告宣伝活動に関する規定また投票方法に関する規定についても多くの問題点があります。資金力に勝る改憲派の有料広告が垂れ流され、犯罪成立規定があやふやなため投票運動は萎縮しがちな中、国民に考える暇を与えずに迎える国民投票。また、最低投票数制度のない投票結果は本当に国民の承認があったということになるのか。この国民投票法に関しては、日弁連でも2014年に問題を指摘する会長声明を出しているということでした。

最後に、齋藤弁護士は、天皇、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を守る義務があり、そして私たちは彼らに憲法を守らせる努力をしなければならない、と締めくくりました。私たちは、選挙においてNOを突きつけるとともに、考えうる限りの手段で民主主義を守る努力をしなければならないと改めて感じさせるものでした

□□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□ □□□□□

◎お知らせ 市民の戦争体験を伝える「バトンタッチ」第8集が刊行されました。玉稿をお寄せいただいた市民の方は13名、特別企画として「旧陸軍通信所シンポジウム」の記録が掲載されています。頒価300円。ぜひご覧ください。

◎募金のお願い。会員制をとっていません。活動は皆さんの浄財が頼りです。是非ご協力をお願いします。郵便振込み口座・北広島九条の会02790-9-65384